



釧路保健 第 4-30 号 指 令

釧路市愛国西3丁目33番4号

株式会社道東清掃

令和 7 年 (2025年) 4 月 21 日申請の 飲 食 店  
営業は、食品衛生法 (昭和22年法律第233号) 第55条の規定に  
より次の条件を付けて許可します。

令和 7 年 ( 2025年) 4 月 21 日

北海道釧路保健所長 石 井 安 彦



- 1 許可の有効期間は 令和 13 年 ( 2031年) 4 月 30 日 までとする。
- 2 営業場所は、 釧路市愛国西3-33-4 とする。

以下余白

業種番号 食衛 ( 飲食 ) 第 R7-31 号

注意 1 この処分について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して、3月以内に北海道知事に審査請求をすることができます。  
2 この処分について不服がある場合は、この許可証を受け取った日 (1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日) の翌日から起算して6月以内に、北海道 (訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。) を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(北海道釧路保健所生活衛生課)

株式会社道東清掃